



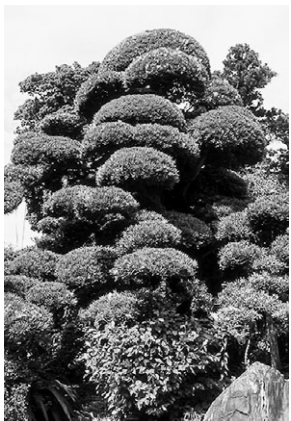
長生村

# 議会だより

第137号 / 2012. 5. 6



高根小学校・八積小学校・一松小学校・長生中学校の入学式



村の木「ラカンマキ」

## 議会定例会2月会議・3月会議

主な内容

	ページ
●定例会で決まったこと.....	2
●一般質問（8名）.....	7
●議会活動の報告.....	14
●特集 特別委員会.....	16

発行／長生村議会

編集／議会だより編集委員会



村の花「ハマヒルガオ」

# 議会定例会 3月会議

平成24年3月会議を、3月2日から9日まで、8日間の日程で開催しました。

本会議では、新年度に向けての村長施政方針が述べられ、これに伴う平成24年度各会計予算など議案27件のほか、諮問1件、発議案2件が上程されました。また村長より議案の撤回請求が1件提出され、議会の許可により撤回することとなりました。議会一般質問では、8人の議員が論議を交わしました。

## 長生村の予算

# 4,540万円 を可決

### 一般会計44億100万円

#### 歳入

歳入の主なものは、村税14億1100万円、国県支出金5億3040万円、各種交付金・地方譲与税など2億4847万円、繰入金2億3807万円、村債3億3300万円などです。

村税については景気の低迷等から、かなり減額になり、村税全体として5916万円の減収を見込んでいます。地方交付税は国が増税を見込んでいますので、普通交付税12億6000万円で7600万円ほど増額としています。

予算編成に際し村税等の減収分を補完する関係で、財政調整基金から1億8207万円繰入をしました。

#### 歳出

歳出の主なものは

議会費 1億3689万円、前年比1308万8千円の減で、地方議員年金廃止に伴う議員共済負担金がなく

なつたことが要因です。

総務費 5億8751万円、民生費 13億6171万円、増加は社会福祉協議会への補助金、自立支援・障がい者通所支援事業、八積学童保育所増築工事費等です。衛生費 5億1406万円、前年比3175万円減です。母子衛生費394万2千円減などです。

農林水産費 1億69万円、商工費 2990万円。新規事業として住宅リフォーム助成200万円です。土木費 5億3335万円、前年比1133万円の増で、橋梁耐震診断委託料、住宅用太陽光発電補助金、公共下水道事業への繰出金、防災施設整備費などです。消防費 2億5374万円、教育費 5億6889万円、3億3945万円の減。長生中学校本校舎の整備事業終了によるものです。公債費 3億4244万円、村債の元利償還金です。

### 平成24年度主要事業 (抜粋)

◎防災施設整備事業  
避難所である長生中学校及び文化会館に、防災倉庫を各1基設置し、防災資機材を整備。

◎健康診査事業

健康増進法により、各種がん検診・骨粗しょう症検診等を実施。平成24年度から3年間、モデル事業として、肺・胃・子宮頸がんを追加検査を実施し疾病の早期発見・治療に努める。

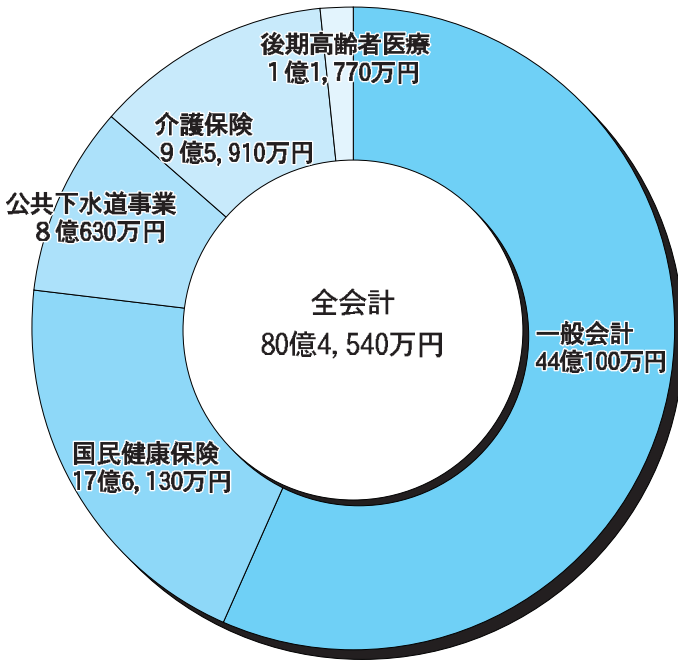
◎緊急地域経済対策事業  
20万円以上の住宅リフォーム工事を対象に工事金額の10%（20万円を限度）を補助。

◎外灯維持管理  
外灯新設については、環境にやさしく寿命の長いLED灯を設置し、既存の外灯についても、LED灯への更新をはかる。

# 平成24年度

## 総額

# 80億



**特別会計 36億4440万円**

### 国民健康保険

予算の総額は、17億6130万円、前年比3420万の増です。

主な歳入は、国民健康保険税で、4億4901万3千円であり、前年比2347万7千円の減です。

主な歳出は、保険給付費11億9920万1千円、後期高齢者支援金2億2372万9千円などです。

### 介護保険

予算の総額は、9億5910万円、前年比1億810万円の増です。

主な歳入は、保険料・国库支出金・支払基金交付金や一般会計からの繰入金です。

主な歳出は、保険給付費や地域支援事業費です。

### 公共下水道事業

予算の総額は、8億6300万円、前年比1億6420万円の増です。

主な歳入は、受益者分担金及び負担金・使用料・国库支出金・一般会計からの繰入金などです。

主な歳出は、維持管理費・管渠建設工事費・公債費などです。

### 後期高齢者医療

予算の総額は、1億1770万円、前年比710万円の増です。

主な歳入は、保険料や一般会計からの繰入金などです。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金です。

◎太陽光発電設備導入促進事業  
住宅用の太陽光発電システム設置補助として、3・5kw10万5千円まで

◎文化会館自家発電設備等新設事業  
災害時の避難場所に指定されている文化会館に、自家発電設備等を新設する。

◎一松小学校屋上避難階段等設置事業（継続事業）  
屋上階段設置・屋上フェンス設置・屋上防水改修工事。

◎後期高齢者健康診査  
健康診査・人間ドック・脳ドックの実施。

◎子どもための手当支給事業  
次代を担う子どもの健やかな成長を支援するため、0歳以上中学校終了前までの子ども1人につき月額1万円～1万5千円の手当を支給。

◎橋りょう維持管理事業  
道路橋りょうの計画的な維持管理に向けて、橋りょう長寿命化修繕計画を策定するに当たり、既存橋りょうの点検業務を実施する。

# 村長施政方針

3月会議で、村長より平成24年度の施政方針が示されました。

△要約▽

村税は年々減収となっており、本村の財政状況は依然として硬直化が定着しつつあります。

24年度の固定資産税において、地価の下落、企業による設備投資の減少に加え、評価替えの年となり、減収となる見込です。

歳出では、東日本大震災の教訓を生かし、防災対策に重点を置き、事業

を実施いたします。

社会福祉費等の民生費や母子衛生費等の衛生費の占める割合が上昇し、経常経費が増加傾向の中、

24年度予算編成では、県の動向を見極めながら村の財政状況を踏まえ、限られた財源の中で、防災対策、障がい者・高齢者福祉、子育て支援、生活環境の整備、教育環境の向上など、住民の負託に応えられるよう、職員一丸となつて取り組んでまいります。

## 人権擁護委員の推薦を可決

平成24年6月30日をもって、任期満了となる人権擁護委員として、諸岡傅一朗氏を推薦することを可決しました。

同氏は平成15年7月から人権擁護委員を務めており、知識も豊富であり、人格・

識見ともにすぐれ、人権擁護委員として適任と認め、法務省へ推薦いたします。

本郷4696番地



諸岡傅一朗 氏

## 長生村空き地等の環境保全に関する条例の一部改正を可決

本案は、住民の要望に応えるため、空き地等の環境保全に関し、条例の一部が改正されました。

村長は規定の命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法の定めるところにより、当該空き地等の雑草等を除去し、又は第三者にこれを行わせてその費用を所有者等から徴収することができることとなりました。

手順は、勧告書↓命令書↓隣接者や自治会聞き取り↓審議会↓代執行となります。



イメージ写真

## 議案の撤回

平成24年3月2日、3月会議に提出された議案第10号「村長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、職員給与等の減額にもない、特別職の給料の減額率について精査するため撤回請求があり、これを許可しました。

## 職員給与等に関する条例の一部改正を可決

本案は人事院勧告、千葉県人事委員会勧告の内容を勘案し、民間との給与水準と均衡させるための一般職の職員の給与月額を引き下げ、及び住宅手当の段階的廃止を講ずる必要があることから提案されたものです。

給与の減額については平成23年12月に遡及し、12月支給の期末勤勉手当を含め減額となります。

住宅手当は、持ち家に対する24年・25年と順次減額し、住宅手当をなくし、借家は従来ごりの支給です。

## 工事請負契約の変更を可決

公共下水道管渠建設工事(宮成地先)について、契約の金額と契約の期間に変更が生じたため、請負者との間に締結した工事請負契約の変更を可決しました。

○契約の金額

6157万5360円を、

6651万4350円に変更。

○契約の期間

平成24年3月20日までを、

平成24年3月30日までに

変更。



下水工事の様子

## 一般会計補正 予算を可決

歳入歳出予算総額に、それぞれ1億1445万4千円を追加し、歳入歳出予算総額を、50億5889万3千円とする補正予算を可決しました。

歳入においては、景気低迷による村民税の減収、地方消費税交付金、自動車取得税交付金は減少し、地方交付税、国庫補助金が増額補正となりました。

歳出においては、障害者自立支援や子ども手当は、対象人員や支給額の改正等から減額となりました。

また、教育関係では、長生中の校舎改築と、一松小の屋上避難階段設置、その他、事業の確定による減額により財政調整基金を積立てるものです。

## 処分要求書について

平成24年3月7日に開催された議会改革特別委員会において、山口裕之議員が山口昭議員に対し、侮辱発言があつたとのことで、山口議員から山口議員に対する処分要求書が提出されました。

これは石井村長より提出された「お詫び文」(17P掲載)と「石井としお通信」の内容の相違について比較検討中に発言されたものでした。

懲罰特別委員会を設置し、審議した結果、「戒告の懲罰を科すべき」と報告され、本会議において賛成多数により議決され、議長より山口議員に、戒告の宣告が行われました。

## 議会運営委員の変更

3月8日、山口裕之議員から、議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出があり、辞任が許可されました。

後任として、小倉利一議員が選任され、決定しました。

また、これに先立ち、総務常任委員会副委員長も辞任しています。

## 長生中学校新校舎屋根損壊事故調査特別委員会を設置

昨年9月21日の台風15号の影響により、完成したばかりの新校舎屋根が損壊した件について、第三者機関による事故調査報告では、設計図書と施工状況に相違が見られました。

こうした状況を踏まえ、校舎の安全性を確認し、生徒の安全を確保するため調査特別委員会を設置しました。

## 村長等の給料特例の一部改正を可決

本案は、長引く不況の影響による本村の財政状況を考慮して、村長については、30%、副村長15%、教育長8%の給与を減額するものです。

なお、減額は本年4月1日から、現村長の任期までです。

# 議会定例会2月会議

平成24年2月会議を2月15日に開催しました。本会議では、議案1件、発議案1件が上程され、原案どおり可決しました。

## 一般会計補正予算を可決

既定予算に、歳入歳出それぞれ1167万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額49億4443万9千円とする補正予算を可決しました。

歳入は、全額前年度繰越金です。

歳出は、1167万6千円で、庁舎1階のフロア等

の改修費です。

提案理由では、1階フロアのコンセントから煙が立ち上がる事故が発生し、調査の結果、電算化にともなうパソコン等の配置による電力不足が原因と判明しました。

## 村長の出張等に関する調査特別委員会を設置

地方自治法第100条第1項の規定により、次の調査を行うものです。

- ①栃木県那須町にある「幸福の科学学園」を視察した際、「幸福の科学」が用意した車を利用し、交通費と昼食代等の供応を受けた疑いに関すること。
- ②岩手県野田村へ支援物資を搬送する際、公務と称して、自家用車で後援会員を同行して出張したことに係ること。



## 3月会議の審議結果一覧表

議案等番号	件名	議決結果	
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	原案可決	全員一致
議案第4号	長生村第3期障がい福祉計画の策定について	原案可決	全員一致
議案第5号	長生村高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について	原案可決	賛成多数
議案第6号	長生村暴力団排除条例制定について	原案可決	全員一致
議案第7号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第8号	長生村一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第9号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	賛成多数
議案第10号	村長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	撤回	
議案第11号	長生村一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決	賛成多数
議案第12号	長生村税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	賛成多数
議案第13号	長生村公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第14号	障がいに関する用語を改正するための関係条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第15号	重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第16号	長生村介護保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	賛成多数
議案第17号	長生村空き地等の環境保全に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第18号	長生村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第19号	千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	原案可決	全員一致
議案第20号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員一致
議案第21号	平成23年度長生村一般会計補正予算（第6号）	原案可決	全員一致
議案第22号	平成23年度長生村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員一致
議案第23号	平成23年度長生村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員一致
議案第24号	平成23年度長生村介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員一致
議案第25号	平成23年度長生村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員一致
議案第26号	平成24年度長生村一般会計予算	原案可決	賛成多数
議案第27号	平成24年度長生村国民健康保険特別会計予算	原案可決	賛成多数
議案第28号	平成24年度長生村公共下水道事業特別会計予算	原案可決	賛成多数
議案第29号	平成24年度長生村介護保険特別会計予算	原案可決	賛成多数
議案第30号	平成24年度長生村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	賛成多数
発議案第2号	長生村議会基本条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
	常任委員会所管事務調査の報告について		
	山口裕之君に対する処分要求の件	懲罰特別委員会へ付託	
	山口裕之君に対する処分要求の件（懲罰特別委員会委員長報告）	原案可決	賛成多数
	山口裕之君の議会運営委員辞任の件	許可	
	議会運営委員の選任について	指名推薦	
	議案の撤回について	許可	
発議案第3号	長生中学校新校舎屋根損壊事故調査特別委員会の設置に関する決議	原案可決	全員一致
議案第31号	村長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致

定例会3月会議

# 一般質問

8人の議員が論議を交わしました

阿井議員……………7ページ

門口議員……………8ページ

鈴木議員……………9ページ

石川議員……………10ページ

関議員……………10ページ

井下田議員……………11ページ

小倉議員……………12ページ

千葉議員……………13ページ

## 行財政運営 について

阿井 市郎 議員

議員

自主財源の確保と、受益者負担の適正化が必要不可欠であるが、その具体策を伺います。

村長

遊休村有地の貸し付けや売却ホームページへの広告掲載の特別徴収の実施と、「日帰り入湯税」の課税を行い、財源確保します。

議員

受益者負担の適正化は、使用料や手数料、分担金等随時見直しを行い、適正な負担をお願いします。小手先の財源確保でなく、恒久的な自主財源確保の施策をお聞きします。

村長

村が持つている土地を有効に活用できるような生かしていきたい。

### 雇用の拡大と地域 経済の活性化策は！

議員

圏央道の開通をバネに、恵まれた立地条件と地下資源を活用した新産業の育成や振興と、新しい観光事業を創設するなど、地域経済の活性化策が全く見えませんが、施策はあるか伺います。

村長

県と連携しながら推進し、雇用の拡大をはかってまいります。

議員

企業誘致や地場産業の育成等で産業振興をはかる施策はないのか伺います。

村長

魅力ある経済の活性化につながる仕事をにつけてまいります。

議員

具体的施策はなく、無策であると理解をしてよろしいですね。

### 自立で輝く むらびつくりとは！

議員

「自立で住民が主人公の輝くむらづくり」は、出来たか伺います。

村長

「中学校の建設や安全安心の村、平和を大切に」ということであります。

議員

### 旧技術専門学校 跡地の活用について

旧技専校の跡地は、県から無償で返還を求めるときと議会が提言した結果、職員の知恵と努力により、無償に近い価格で払い下げが可能となりました。

村長

今後は、取得した土地は、有効に活用すべきと思うが、具体策をお示し願います。

議員

多くの方々のご意見を伺いながら検討してまいります。県から村に払い下げの約束がまだ3年経過しているのに、いまだ利用方法が決まってい

いないのはなぜか伺います。  
企画財 地域の皆さんの  
政課長 意見を聞いて進  
めてまいります。

住民の視線に  
立った行政運営を！

議員 利益を望むので  
はなく、己を律  
し「まごころ」の行政運営  
がされたか伺います。

村長 住民の福祉向上  
と地域の安全安  
心をトットーに行政運営に  
努めてきました。

議員 村長は、公私混  
同して、行政を  
私物化していると思われる  
ので伺います。

村長 私物化して仕事  
をした認識はあ  
りません。

議員 公費で購入され  
た支援物資等  
を、後援会幹部を連れて個  
人の車で行ったことなどは、  
公私混同ではないか伺いま  
す。

村長 公務で届けるこ  
とが本筋だろう  
と認識を改めました。なお、  
自分の車で行ったのは、乗

りなれた自分の車が安全な  
ので、自分の車で行った。

議員 公務で行ったの  
に交通費や宿泊  
費は公費で支払ってない。

これは寄付行為になり、公  
選法に触れると思うので伺  
います。

総務課長 公職選挙法に触  
れる恐れがある  
ので、旅費等の精算をして  
処理したい。(23年4月出張  
で24年3月精算は不適切)



建設中の圏央道

村長の公務に  
ついての認識は？  
議員 昭 門口

議員 自治法で村長は  
団体を統括代表  
します。

年間60万円、過去600  
万円の違法な公金支出が  
あった。当初他人のせいに  
したが、過去・現在を問わ  
ず自治体に帰属した権利・  
義務及び利益・不利益のす  
べてに責任を負うのが村長  
であるか伺います。

村長 いつ、どこで人  
のせいにしたか  
教えてください。

議員 村長、自ら議会  
に提出した「議  
会と特別委員会における質  
疑応答問題のお詫び」のな  
かで、私から違法の指摘を

受け、解釈運用を誤り深く  
反省し陳謝しますとの村長  
の詫び状から分ります。

議員 村長は、「黒塗り  
の公用車」を廃  
止してから自分の軽自動車  
を公務に使用しているか伺  
います。

村長 基本的には役場  
の車ですが、な  
い時は自分の車を使います。

議員 公務での自家用  
車使用は、使用  
利益・ガソリン代・保険料  
等の役場への寄付になるが  
自分の車か伺います。

村長 自分の車です。

議員 次に、条例で資  
産の公開は義務  
であり、住民が監視・批判  
するには正しく記載されな  
ければならない。

土地は、平成16年には三  
筆・鹿角島島の屋久島にあつ  
たが、現在は一筆のみであ  
るか伺います。

村長 自分名義は一筆  
だけです。

議員 NTTの株式が  
平成16年には記  
載されていたが平成17・18  
年には記載がなく平成20年

には再度記載されたが売買  
があったのか伺います。

村長 記載漏れで大変  
申し分けないが  
今後正しく記載します。

議員 定期預金も平成  
20年には1千万  
円あったが22年には記載さ  
れていないこと、また30万  
円の貸付金があると思うが  
どの様になつているか伺い  
ます。

村長 これからは調べ  
て正確に申告し  
たいと思います。

議員 公務とは、自治  
法上の自治事務  
であり、村長の職務として  
法令等を遵守し、効率的な  
行政運営を行うことを認識  
しているとのことだが、日  
中公然とカラオケに行つた  
り、私的宴会に出向くのは  
公務ではないと思うが伺い  
ます。

村長 カラオケは、練  
習を高めてつま  
くなること言つ事です。

議員 村長は、3期目  
に立候補すると  
のことだが頑張つて下さい。  
しかし、附属機関の問題  
や野田村の公選法に違反の



疑いがある寄付行為、また幸福の科学から利益供与を受けたのではないか等のすべての問題を解決し、村民・議会及び後援会に事実関係を十分に説明して下さい。

村政情報を正しく知らせるために広報で知らせるか伺います。

**村長**

私的な事も含めて色々な事を書かなければいけないので、慎重に対処したいと思えます。

**議員**

二元代表制で村政を監視するのは住民と議会です。

**村長**

正直に教えることを約束できますか。

紙面の都合もありますし、色々な角度から対処します。

## 「緊急防災・橋梁耐震」など国の制度活用を

鈴木 征男 議員

### 「津波避難タワー」など国の制度活用を

**議員**

国の「緊急防災・減災事業」は、補助事業なら事業費の80%が交付税算入されるなど有利な制度です。活用について村の考えをお聞きます。

**村長**

既に、一松小学校の屋上避難階段事業は、県との協議で内定しています。

平成24年度以降、自家発電機（文化会館）防災倉庫（長生中学校並びに文化会館）に設置、公共施設の耐震化（村体育館）を予定しています。

**議員**

この制度を使えば村の一般財源を投入しないで事業が可能ですか。

**企画財政課長**

ほぼ使わないでできる大変有利な事業だと思っております。

**議員**

村の広報に「一松地区には高台が無く不安です。高い避難建物を希望します」との記事もあります。一松地区で海に近い世帯数・人口を伺います。

**総務課長**

概ね約800戸、人口約2000人です。

**議員**

津波避難タワーは人命救助第一に考えれば一松地区に設置は防災上の最優先課題です。津波避難タワーについて、昨年12月会議で村長は「検討し、これからやってみよう」と答弁したが、どのように取り組んできたかお聞きします。

**村長**

先月（2月）、静岡県に職員を派遣し、具体的な設置の位置づけ、あるいは中身、効果など調査をしてまいりました。

**議員**

関連して夜間、休日時に災害が発生した場合の各避難場所の解放について対策をお聞きします。

**総務課長**

近隣が一番近い職員3名、4名を指定し休日、夜間の鍵をあける対応をしております。

### 「内谷川の橋など耐震診断を」

**議員**

村の「橋梁長寿命命化修繕計画」とは何かお聞きします。

**村長**

村管理の橋梁は125あり、建設後50年を経過する橋は15あります。村は、15m以上の主要な橋梁の将来的な財政負担及び、道路交通の安全性の確保と、橋梁の長寿命化をはかる計画であります。

**議員**

財源措置はどうか。

**村長**

国庫補助率55%、残り45%の村単独分については起債充当を予定しています。充当率は90%です。

**議員**

今年度の計画をお聞きします。

**建設課長**

平成24年度は内谷川を含む12の橋梁の点検をしてゆく予定です。この修繕計画にのせないと国の補助が受けられません。

**議員**

橋梁等の修繕費に国の補助がつかか伺います。

**建設課長**

24年度申請で国に許可されれば、新たに補助が受けられることとなります。



工事中の一松小屋上

## 石井村長の 2期目の公約

石川 吉一 議員

**議員**

公約が実現したこと、できなかったこと、できなかったことについて伺います。

**村長**

中学三年生までの医療費の助成、お年寄り買い物タクシーの補助等が実現、実現できなかったことはサッカー場の設置、補助事業との兼ね合いで八積駅周辺の整備スタート等です。村長を続けることができませんでしたら合併しない日本の村を仕上げたいと考えています。

**議員**

昨年、全自治会を開催しましたが開催数を教えてください。

**村長**

34の自治会で開催し約84%の開催率です。

**議員**

自治会からの要望、意見、また村長からどのような提言をされましたか。

**村長**

高いところの避難所、防災タワーを作ってほしい。高根小学校の道路改善。三貫野交差点の改善、放射線セシウム測定結果の公表、幸福の科学の課税問題等の質問に答えました。

**議員**

私からは23年度当初予算の概略、自主防災組織の立ち上げと自治会員の拡大を一緒に取り組んでほしいなどを話しました。今後も何らかの形で継続していきたいと思えます。

### 防災対策の現状と今後について

**議員**

村民に防災について関心が高まっています。

村独自の防災対策について伺います。

**村長**

次年度以降には、長生中学校、

文化会館に防災倉庫の設置と、文化会館に自家発電機の設置を予定。自主防災組織の強化及び早期発足を目的に、既存の補助事業を見直します。

自主防災組織の立ち上げを計画している自治会はありませんか伺います。

宮ノ台・昭和は地元座談会、意見交換会を終わり入山津で計画中です。

防災組織を増やすための方策、考えをお聞きます。

防災組織を立ち上げ、運用について極力地元負担がかからない方法、またアピールを徹底していきます。

千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会、土塁の高さを6mと決めた安全根拠は何か伺います。

元禄地震や東北震の津波のデータをもとに決定し、これを超える津波については保安林内で対応できる見込みです。

避難道路としての整備計画をしているか伺います。

蟹道、大根地区の2路線の村道拡幅整備を予定しています。

防災計画の住民説明会を開催する考えはあるか伺います。

検討してまいります。

石川議員から他に次の質問がありました\*

◇村のエネルギーの取り組みについて

長生病院において、病院条例8条に基づく医療費窓口負担の減免ができるように、基準や規則を作ることを広域組合に働きかけてほしいが、村長の見解を伺います。

小児科と産科の充実ができた段階での課題だと思えます。

低所得者で生活して医療を受けられるように、減免の仕組みを整備してほしいが、見解をお聞きます。

大切なことと

思っています。

課題として受け止めさせて



## 長生病院での治療費 減免制度の実施を

関 克也 議員

**議員**

長生病院において、病院条例8条に基づく医療費窓口負担の減免ができるように、基準や規則を作ることを広域組合に働きかけてほしいが、村長の見解を伺います。

**村長**

小児科と産科の充実ができた段階での課題だと思えます。低所得者で生活して医療を受けられるように、減免の仕組みを整備してほしいが、見解をお聞きます。

**議員**

大切なことと課題として受け止めさせて

いただきます。

幸福の科学・所有地  
への公平な課税を

議員

平成4年の名古屋地裁判例で宗教法人の所有地が非課税になるには3要件が必要だとされています。

当該判例では、第1の非課税要件が「宗教法人がもつぱらその本来の用に供する土地であること」であり、近い将来宗教施設が建設され、それが着々と進んでいる場合で、宗教施設が現在建っていないからと言って現状を狭く解釈しないで「宗教法人の本来の用に供している」と判断しました。

ところが長生村の場合は、宗教施設ではなく大学建設計画が存在し、非課税に該当しないのではないかと。

税務課長

大学建設には相場の期間がかかるのでその間、信者の修業の場として利用しているため非課税と判断しました。

議員

第2の非課税要件は「本殿等の存する一画の土地のように

宗教法人の宗教目的のために必要な土地であること」であり、一画の土地とは無制限の土地ではない。

また、長生村の場合、当該土地の南側にある教団九十九里支部の事務所周辺の限られた土地のみが非課税に該当するのではないかと伺います。

税務課長

あくまでも宗教法人側がそれだとしていますので、非課税と判断していません。

議員

第3の非課税要件は「当該宗教法人に固有の土地であること」であり、判決の中では「宗教法人の存立のために欠くべからざる本来的なものである」と厳密に規定しています。

宗教法人の言う「経行<sup>きんぎょう</sup>」修業が宗教固有の本来的なものなのか、経行のために31haもの土地が必要不可欠なものかを証明するような検討がされているかどうか伺います。

村長

村として31haが宗教用地として必要であることの根拠を幸

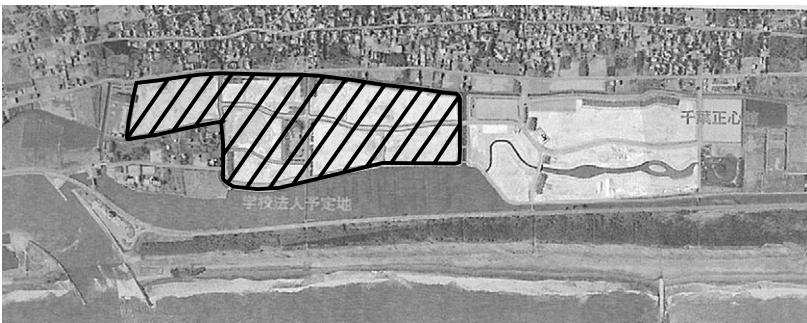
福の科学に求めていきたいと思えます。

議員

宗教法人の存立のために欠くべからざる本来的な修業が「経行」であり、そのために31haが必要不可欠だと判断したのは村です。その判断の中身を聞いています。

税務課長

瞑想の地として全体を利用していると言っていることですので、非課税と判定しました。



学校法人予定地

新規防災教育の積極的な取組みを  
井下田 政美 議員

議員

釜石市では、独自の防災教育が功を奏し、市内の小中学校のほとんどが避難することができました。釜石の奇跡と呼ばれていますが、その取り組みについて伺います。

学校教育課長

釜石市教育委員会では、平成17年から防災教育に取り組んできました。

避難三原則として、  
①想定を信じるな  
②最善を尽くせ

③率先避難者たれ

を徹底して指導してきた成果が、釜石の奇跡です。

議員

国は平成24年度新規事業とし

て、全国から1千校のモデル校を募り、実践的防災教育総合支援事業を実施する予定です。同事業の取り組みについて村の考えを伺います。

教育長

詳細がわかり次第可能な限り積極的な取組みをしていきたいと思えます。

ソフト面における  
防災対策を

議員

県の防災危機管理課によると、県内市町村において、防災担当職員が少ない、と指摘しています。村の担当職員数を伺います。

総務課長

長生村において一人です。

議員

今後、地域防災を考えると一人では困難になると思います。担当職員の増員の考えはないのか伺います。

総務課長

指摘のとおりで、指摘の問題が生じたときには、各課から応援できるような体制等を整えながら、防災

に努めてまいります。

**防災メール**

**24年度実施を**

**議員**

村内の防災無線の設置件数は全世帯の約72%ですが、デジタル化の世帯は何割か伺います。

**総務課長**

約30%から40%の間です。

**議員**

村の産業別人口は二次、三次産業の方が8割を超えています。村外で仕事等に従事している方においては、当然防災無線は聞こえませんが、以前にも質問しましたが、防災メールが有効だと思います。今後、防災メールについて村の取り組みを伺います。

**村長**

議員の質問、要望に基づいて24年度の中で計画しております。

**地籍調査について**

**議員**

以前にも質問しましたが、地籍調査は、国の補助が50%、

県が25%で村の負担は25%です。道路・水路を先行して実施する考えはないのか伺います。

**建設課長**

村としては道路を含め村全体について早期に事業着手できよう検討してまいります。

\*井下田議員から他に次の質問がありました\*

- ◇新規就農総合支援事業について
- ◇官民境界代行事業について



避難訓練の様子

**村長施政方針から**

小倉 利一 議員

**議員**

産業の発展こそが雇用を始め財源確保の近道だと考える。初議会以来、一貫して村の産業振興活性化について質問してまいりました。

**村長**

施政方針には産業振興で村としての獨創性が全く見えません。そこで、食糧自給率の向上、農家の担い手の育成方法、農業用施設の機能改善に取り組む団体・地域・支援策とは何か具体的に伺います。

成、コスト削減を図るための農業機械銀行への助成等を実施している。今後は、継続的に農業者と話し合いができる場を設け、意見を伺いながら本村の農業の推進をはかりたいと考えております。

**議員**

財源の減少傾向の中、積立金を取り崩せば数年で無くなる。財源の確保の一助として、村内農業をどう考えているか伺います。

**村長**

これから、生産者の方々から十分聞く機会を強めていきたい。

**議員**

その声を就任当初に聞きたかったですね。2期8年の間に、長生村も農業をはじめ広い分野で産業が発展していったのではないかと。

**村長**

次に、農業法人の参入について、歓迎されるか否か伺います。

に誘導をいたします。

**議員**

いま言われた近い方法を本来村内の農業関係者にお願いし、希望を募る考えはありませんか伺います。

**村長**

積極的に農業従事者の意見を聞いています。実際一番困っているのは担い手、後継者がいないことです。

**議員**

若い人たちに魅力ある農業経営、形態を指導しつくり上げれば、若者も参加してくれるのではないかと伺います。

**村長**

農業関係者と懇談を深めて、何かいい展望、前向きなことが見出せれば、それを大いに参考にしていきます。

**議員**

次に、企業誘致の具体策について伺います。

**村長**

現段階では、信友に4haの所有地の有効活用を考えております。

**議員**

企業誘致と簡単にも県をはじめ県内市町でも困難を極めているのに、長生村に進出する企業があ



現在の信友笹島

るのか、村長の見通しを伺います。

**村長**

長生村は県でたった1つ残った村で、もしかしたらあるのではないかと、県と協議をしています。

**議員**

信友の土地は、電気、ガス、水道も無いところに企業が進出しますか。農業の振興に活用したほうが近道だと思いますが、いかがですか。

**村長**

具体的になれば整備をします。企業誘致しかり農業をはじめ産業振興、T P P問題についても具体策が無いようでも、危機意識が欠けているように思います。村のことを真剣に考えていただくよう要望します。

**議員**

道・茂原く長生線の高根小学校入口近辺の道路改良の進捗状況を伺います。

**村長**

平成23年度から用地取得を開始し、2件の契約が完了し、24年度は随時工事着手をするとの事です。

**議員**

駐在所の土地、建物の所有権はどのようになっているか伺います。

**建設課長**

建物は警察で、土地は村有地であり、用地交渉は24年度中に行います。

**県道と高根小学校  
正門前の道路改良は！**

千葉 一雅 議員

**議員**

たまたま隣に住んでいた方が中途半端な狭い土地が残ってしまったと聞きましたが、駐在所用地にするとか、村で関与が出来ないか伺います。

**総務課長**

駐在所で駐車場用地が必要だとすれば茂原警察署と協議して村の方で残地処理を進めたいと思います。

**議員**

高根小学校前の道路線形について図のように（北門側から正門側まで直線的に結ぶ）するのが理想的だと思うが、いかがか伺います。

**建設課長**

大型車の通行も考えると直線の方が良いと思います。

**議員**

村長はどう思いますか？

**村長**

直線に近い形が一番理想だと思いますが、当面出来る事から着手していきます。

**議員**

学校の西側に道路を膨らませるの事だが、どのくらい広さになるのか伺います。

**建設課長**

全国の道路に合せて車道5・50m、歩道2・50mの計画

ですが、学校の施設の関係で多少歩道が狭くなる予定です。

**議員**

そうなるのでS字形になるので正門前の丁字路など危険と思うが、いかがか伺います。

**建設課長**

確かに緩やかなS字形になりますが、安全対策を考えていきます。

**議員**

関連として聞くが、高根小体育館の耐震診断について伺います。

**学校教  
育課長**

3月末には診断結果が出ます。

**議員**

体育館の耐震強度が不適格と出て、建て直しとなった場合、ランチルームも一緒に建て直せば、道路も良い形になり、児童も全学年全員が一同に食事ができ、理想的だがどう思うか伺います。

**学校教  
育課長**

ランチルームも築30年が経過し、当初は児童全員が一同に会して食事をする目的で建てられたが（現在は2学年ずつ交替で利用）今後、建て直す場合、道路線形も加味し学校の建物の配置計画を考えていきます。



# 活動の報告

の活動を報告します。

昨年9月17日に開催された、第2回議会報告会では、参加者から様々な質問・意見がありました。それにとまって、議会では各常任委員会で所管事務調査を行いました。

## 総務常任委員会

○住民投票条例を作るべきではありませんか

調査意見 住民投票条例は、住民の意思と要求を直接地方政治に反映する上で意義深いものであり、住民に自らの意思を直接投票という形で示す流れが生まれていることが背景にありそうです。

しかし、住民投票は、あくまで代議員制民主主義を補完するものとして位置づけられるものです。住民投票が必要な場合は、議会が住民の意思を正しく反映しなくなっているときや、自治体全体を左右する問題として、住民に諮る必要がある場合ではないかと思われます。議会は現在、通年議会の実施など、議会改革に懸命に努力しています。

結 論 意見を総合して判断した結果、住民投票条例制度の意義は認めつつ、真に必要とする課題が生じる事態を考慮しながら、引き続き調査研究が必要です。

## 産業土木常任委員会

①一松地区の圃場整備事業について

調査意見 一松地区は、昭和30年代に県営により圃場が整備されて以来、ほぼ手つかずの状況のまま今日に至っています。近隣自治体では、地元負担を軽減し、圃場整備を実施している。このことについて調査を実施しました。議会として早急な整備計画を策定し、改修するよう強く要望してまいります。（排水整備は平成21年度より15ヶ年計画で、受益者負担なしの湛水防除整備事業を実施）

結 論 一松地区の圃場整備事業については、「地域住民の意向を調査し、実施を検討されたい」と、村長へ要望いたしました。

②幸治川水質汚濁の改善について

調査意見 幸治川の排水流末の汚濁については、過去3年間（年4回）の水質調査において、特に問題はない結果です。

結 論 幸治川水質汚濁の改善については、引き続き、白子町との協議を継続し、さらなる水質改善を進めるよう要望してまいります。

## 教育民生常任委員会

①八積学童保育所の拡大について

結 論 新年度予算案審議の中で議会から増築を求め、その結果、平成24年度予算の中で増築工事（定員増）が決定されました。

②子宮頸がんワクチンの安全性について

結 論 猫の避妊薬が含まれていると指摘がありましたが、子宮頸がんワクチンに共通する用語で「アジュバンド」とわれます。名前は同じでもそれぞれ成分が異なる免疫賦活剤です。

③検診の一部負担金を廃止し、大勢の人が受診できる体制にすべきでは？

結 論 健康推進課の調査の結果、未受診者975人のうち、役場の検診は受けたくないという人は278人（697人は次回は受診する）で、受けたくないという人が77人でした。この調査により、現時点で負担金廃止により受診者増加にはならないとの結論になりました。

④公民館バスの利用について

結 論 大型・中型バスともに高い利用率です。利用の基準は社会教育活動、学校教育、村の行事が優先され、3ヶ月以上前から予約されます。また、利用に際して、明確な内部基準が無いことが判明したので、内部基準を定め、公平・公正に対処するよう生涯学習課に要望しました。



# 議会

議員の定例会以外

## 長生中学校新校舎屋根損壊事故調査特別委員会

台風15号の風の影響で完成間もない、長生中学校新校舎の屋根が剥がされ、隣接する体育館や周辺民家に当たり被害がでました。

発生時間によっては、生徒・通行人に、重大事故を招きかねませんでした。

議会ではこの事故を重くとらえ、「事故調査特別委員会」を設置して、事故原因と対策・責任の所在を明確にするため、専門機関（社）千葉県建築工事務所協会）に依頼して調査をしています。

今までの調査結果では、「設計図と工事の施工状況に相違がある」ことが判明しました。

そして、前回と同様の強風が吹けば「安全は保証できない」との見解です。

何よりも生徒と学校の安全性を確保するために議会としては徹底的に調査をし、安全確保に努めてまいります。

## 全国各地から視察に！

2月8日、静岡県清水町議会、20日、福島県只見町議会、3月16日には埼玉県久喜市議会のみなさんが、本村の通年議会制度・議会基本条例について視察に訪れました。議会改革特別委員会から通年議会の仕組みや議会報告会について経過や現況について詳しく説明しました。

たくさんの方の質疑が交わされ、有意義な視察になったことと思われます。

本村議会は、これからもわかりやすい議会、開かれた議会を目指して議会改革を進めていきたいと考えています。

## 懲罰特別委員会

3月会議で、山口議員に対する処分要求の件について、特別委員会が開かれました。昨年、議会改革特別委員会において虚偽の発言が繰返され議会が混乱していました。

そして3月7日議会改革特別委員会において山口議員は山口議員に対し侮辱的な発言をし、山口議員から処分要求書が提出されました。議会は懲罰特別委員会をただちに設置し、審議しました。その結果「戒告処分」が適当と判断され、委員会報告に基づき議長から戒告の宣告がされました。

# 議会改革特別委員会

## 違法附属機関設置 の無反省が原因

諮問機関（附属機関）は、法令・条例により設置しなければならず、報酬の額等は条例で決めるといふ地方自治法の規定を村長は守らず、違法に附属機関を設置してきました。

お詫び文の冒頭に書かれた「私は地方自治法の解釈、運用を誤り、議会と関係者に大変な迷惑をかけた」という記述の「解釈、運用を誤り」は正確ではなく、村長が違法性を認識していなかったことに問題がありました。

さらに昨年10月の議会改革特別委員会で2日に渡り延々と村長が虚偽を発言し、議会を冒とくしたことがお詫び文を書かざるをえなかった原因です。問題の特別委員会前後の概略経過を記します。

## 答弁拒否と虚偽 発言は一体のもの

■9月15日、門口昭議員の一般質問

門口議員 「石井としお後援会の会議で今の附属機関についてY氏はこう言いましたね。自分たちのころからやってきたことだと、前村長もやってきたと、石井俊雄君には全く責任のないことだ。そもそも議会で発言する問題ではない」と。こういう発言が出たのに、あなたは制止しなかった。追認するということではなかったんですか。」

村長 「先ほども申し上げましたけども、具体的な後援会のことについて私がここで述べる筋合いのものではないと思いますので、答弁を差し控えますせていただきます。」

門口議員 「いや、実はね、村長差し控える問題じゃないんですよ。石井としお後援会は政治団体なんですよ。政治資金規正法にのっとって届け出をしている政治団体ですよ。」

門口議員の質問に対し村長は答弁を拒否し、この日の夜のうちに、村長自ら後援会内部文書を作成した。

■9月16日、村長は、正確でない「会議録のような内部文書」を作成し、後援会内部に配布した。

■10月4日、議会改革特別委員会

村長は、後援会内部文書を「見たことありません」と虚偽の発言をした。

■10月20日、議会改革特別委員会において

門口議員 「ウソをついてしまったのは非常に申し分けない。実は、録音テープを入手し、私が作りました。」

村長 「私の行動の報告をして、山口さんのテープを元に、山口さんが作った。」

山口議員 「16日に村長宅パソコンで印刷しただけ。」

「15日にパソコンで打った。」

村長 「後援会内部文書を自分で作りました。」

このように山口議員、村長とも虚偽の発言（波線部分）を繰り返し、議会を混乱させました。以下は村長から議会へ提出された文書です。

## 別紙 附属機関設置判断基準

1、施策の基準となる事項について、住民の意見を得ることが必要な場合で、かつ他の方法で意見を得ることが適当でなく、議論を行つたうえで集約した意見を得ることが必要な場合。

2、行政執行に伴い、その前提として職員では得ることが困難な専門的知識に基づく意見判断が必要な場合。

3、行政執行に対する不服審査、利害関係等について、公平、中立、客観的な立場からの意見、判断を求めることが必要な場合。



# 村長のお詫び文(全文)

長総第830号平成24年3月8日

長生村議会議長 中村 秀美 様

長生村長 石井 俊雄

## 議会、特別委員会における 質疑応答問題の経緯とお詫び

日頃より、村行政執行に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございますことに深く感謝申し上げます。

6月会議において門口議員より「法令、条例に基づかない附属機関の設置運営をしてきたことは違法である」とのご指摘を受けました。私は地方自治法の解釈運用を誤り議会と関係者に大変ご迷惑をかけたことを深く反省し陳謝いたします。なお、条例に規定しない「附属機関」の設置は私が独自に要綱で作成したものであり責任は私にあります。附属機関設置に当たって

後別紙のように取り扱っていたと思います。附属機関の役割は、諮問機関として首長に意見等を上げることであり、その意見を参考に首長が最終的な政策、意思決定を行うものであります。

去る9月会議では、門口議員の一般質問を私に対する個人的な問題と誤認し答弁拒否をしたことは問題でありました。さらには10月4日の議会改革特別委員会の冒頭で門口議員から提示された、9月会議での一般質問に係る質疑応答文(別紙)(注)については、山口議員が「自身の記憶とメモにより作成した石井とお後援会用」のものであり、私はその内容等については一切知らないとお詫びいたしました。このことは私が山口議員に事実でない発言をさせてしまったものであります。

に变えました。

また、私に対して議会の皆さまより「いたらない点や不十分さ」をご指摘され続けてきましたので「そうであれば、私を村長不信任と言いつ形で受けていきたい」と、発言したことは議会審議の否定であり重大でありました。議会改革特別委員会での質疑に不当性はなく、不信任発言は不適切でありました。

2回の議会改革特別委員会の席上で、事実と異なつた答弁と適性を欠く発言をし、これら一連の発言によって議員各位には大変な労力と時間を費やしご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。今後は今日までの言動、行動等首長として心改め真摯に行政執行と運営に努めてまいります。

今後は

①9月議会では一般質問の録音データを山口議員に依頼し不正に入手し「門口議員の一般質問における答弁の概要と要点を文書で作成した」ことは問

題であり、今後二度この様なことはいたしません。

②石井とお後援会と私は一体のものであり、自身の問題でもあるので附属機関に対する認識を改めて後援会内部にも強く説明し徹底してまいります。

また、職員内部にも附属機関の認識を徹底させ、条例作成時には関係機関にも検証願ひ自治法違反を未然に防ぎたいと考えます。

③議員の基本的な人権(参政、表現の自由等)を侵すことのないよう、また議会での一般質問の答弁にあたっては真摯に対応いたします。

④附属機関に関わるこの問題の責任は村長にありますので、給料を平成24年4月1日から平成24年7月16日まで30%の減額をさせていただきます。

(注:紙面の都合により省略)

# 議会 日誌

\*議長・議員が出席  
または参加の主な行事

<p>3月</p> <p>2日 定例会3月会議 (公期8日間)</p> <p>9日 議会全員協議会 議会改革特別委員会</p> <p>6日 議会の出張等に関する調査 特別委員会</p> <p>8日 長生中学校創立50周年 記念プロジェクション映像除幕式</p> <p>9日 懲罰特別委員会 議会だより編集委員会</p> <p>13日 長生中学校卒業式</p> <p>16日 埼玉県久喜市議会視察 来庁</p> <p>19日 各小学校卒業式 村長の出張等に関する 調査特別委員会</p> <p>26日 定例会3月第2回会議 議会だより編集委員会</p> <p>29日 長生農業協同組合通常 総代会</p> <p>4月</p> <p>2日 検診分析調査委員会 長生中学校入学式</p> <p>6日 議会運営委員会</p>	<p>5月</p> <p>9日 各小学校入学式 議会運営委員会</p> <p>16日 議会だより編集委員会 長生中学校新校舎屋根 損壊事故調査特別委員 会</p> <p>17日 議会だより編集委員会 関東町村議会議長会 長会議</p> <p>20日 議会の出張等に関する 調査特別委員会</p> <p>23日 老人クラブ連合会総会</p> <p>26日 長生郡議長会臨時会 長生中学校体育祭</p> <p>9日 長生郡町村議会議長会 総会</p> <p>12日 各小学校体育祭</p> <p>17日 長生郡市広域市町村圏 組合臨時議会</p> <p>19日 長生郡議会議長会正副 会長会議</p> <p>25日 議会運営委員会 定例会5月会議(6月 6日まで予定)</p> <p>29日 長生中学校入学式</p> <p>6月</p> <p>1日 県町村議会議長会定例会</p>
--	--

## 皆さんも議会を傍聴しませんか!!

議会は、村民の皆さんの声を村政に反映させる場です。審議がどのように行われているのか、傍聴してみたいか、ぜひ聞いてみましょう。

傍聴席は先着順で32席です。手続は、3階傍聴席入り口で、氏名・住所・年齢を記入してください。



次の「議会定例会5月会議」は5月29日(火)から開催の予定です。

また、議会だよりに対するご意見ご感想をお寄せください。お問い合わせは下記まで。

長生村議会事務局  
直通：32-4744 FAX：32-1194  
メール：taiyo-kun@vill.chosei.chiba.jp



写真左から  
後列/高山委員・矢部委員・小倉委員・千葉委員  
前列/阿井副委員長・鈴木委員長・中村議長

## 編集 後記

木々も芽吹き、風薫さわやかな季節となりました。皆様には、ご健勝のことと存じます。

さて、私ども編集委員は、本号をもって交代となります。

1年間、編集に携わることができましたが、限られた紙面ですべての内容を発

信できなかつたことや、議会だよりの責任の重さを実感せざるを得ませんでした。

これからも、議会活動の様子を迅速、かつ正確にお届けができるような紙面づくりに、次回の編集委員の皆様を引き継ぎたいと思います。

(編集委員一同)